

大垣女子短期大学 教育活動における新型コロナウイルス感染症への対応に関するガイドライン

(令和3年3月1日改訂)

本学での教育活動における新型コロナウイルス感染症(令和2年政令第11号が定めるものをいい、以下、「新型感染症」という。)への基本的な対応は、次のとおりとする。

1. 学生に対する通常の指導

- (1)行事を含め、教育活動では、3条件(換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話)の重なりを防ぐ等の保健管理や環境衛生を良好に保つ取組と、咳エチケットや手洗い等の基本的感染症対策の徹底に留意して指導する。
- (2)感染防止のため、自宅で検温を含む健康状態の確認を行わせる。感染者が出た地域居住者にあつては、特に徹底する。
- (3)新型感染症終息までの間、適当でない活動を除き、学生及び教職員に教育活動では原則としてマスクを着用させる。
- (4)手洗い・手指消毒を励行させ、教室等では30分毎換気を行い、活動や施設に応じ、学生の間隔を広くあけて着席させる。
- (5)授業では、出欠確認と健康観察を徹底し、密集した形・近距離での会話・大きな発声が重ならない活動形態に努める。

2. 学生に発熱等の症状があるときの取り扱い

- (1)家庭で息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状がある学生は、教務・入試広報課に連絡させ、症状が治まるまで家庭で休養させる。
- (2)学内で2(1)の症状が見受けられる学生があつた場合には、保健室(不在時は学生・キャリア支援課)で確認するよう指導する。
- (3)出校後に保健室等で2(1)の症状が確認された学生には、担当した職員が家庭での休養を指示し、直ちに帰宅させる。
- (4)2(1)又は(3)の場合、連絡時又は確認報に指示を受けさせ、事後には、定められた文書を教務・入試広報課に提出させる。
- (5)2(4)の手続きを受けて、授業担当者は、2(1)又は(3)の場合を学校保健安全法第19条による「出席停止」として扱う。

3. 学生本人の感染が判明したときの取り扱い

- (1)感染(無症状病原体保有を含む)が判明した学生は、状況等を教務・入試広報課に報告させ、治癒するまで出校させない。
- (2)3(1)の場合、事前の報告(学科・氏名・症状・行動等)とあわせて、事後に、定められた文書を教務・入試広報課に提出させる。
- (3)3(2)の手続きを受けて、授業担当教員は、3(1)の場合を学校保健安全法第19条による「出席停止」として扱う。

4. 学生が感染者の濃厚接触者に特定されたとき等の取り扱い

- (1)感染者の濃厚接触者に特定された学生は、経緯等を教務・入試広報課に報告させ、特定が解除されるまで出校させない。
- (2)同居者が濃厚接触者に特定された学生については、状況に応じて、上記4(1)と同じ取扱いをするものとする。
- (3)4(1)(2)の場合、事前報告(学科・氏名・経緯・行動等)とあわせ、事後に、定められた文書を教務・入試広報課に提出させる。
- (4)4(3)の手続きを受けて、授業担当教員は、4(1)又は(2)の場合を、学校保健安全法第19条による「出席停止」として扱う。出席停止の期間は、4(1)は感染者と、4(2)は特定者と、最後に濃厚接触をした日から起算して2週間を基準とする。

5. 学生の感染者が発生した場合の措置

- (1)3(1)の学生が発熱・咳等の症状がある状態で本学に来ていた場合、法人理事長と学長は、学校保健安全法第20条に基づく教育活動の臨時休業その他措置(範囲・期間を含む)を関係機関と相談の上で検討し、速やかに決定・実施する。
- (2)3(1)の学生が発熱・咳等の症状がない状態で本学に来ていた場合又は4(1)の学生が発生した場合、法人理事長と学長は、状況に応じて、関係機関と相談の上で、教育活動に対する措置とその範囲等について速やかに決定・実施する。

6. 感染者がいない場合の休業等の措置

- (1)学内に感染者がいない場合でも、国又は岐阜県もしくは大垣市等の公的機関から法令に基づき又は公衆衛生対策として休業等の措置を要請・指示されたときには、法人理事長と学長は、状況に応じて適切な範囲内で決定・実施する。
- (2)新型感染症の全国又は地域的状況に応じ、法人理事長と学長は教育活動の延期、縮小、休業等を決定・実施する。

7. 出席停止や臨時休業その他教育活動への措置を行った場合等の配慮事項

- (1)必要な場合、授業担当教員はシラバス内容等を変更することは差し支えないが、その際、学生への説明を確実に行う。
- (2)出席停止や臨時休業等を行った場合、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関して学生の修学、就職・進学等に不利益が生じないよう、補講、追加実習、追試験、学修評価等の弾力的運用などの適切な措置を行う。
- (3)7(2)以外でも、令和2年3月24日「令和2年度における大学等の授業の開始等について(通知)」その他通知等を踏まえ、保健管理と環境衛生及び基本的感染症対策に留意しながら、すべての学生に修学上の不利益がないよう配慮する。
- (4)特別な配慮が必要な学生については主治医等と、その他必要に応じて校医等と相談して、適切な教育上の配慮を行う。

8. 教職員の感染等に対する対応や措置

- (1)教職員が上記の2～5に該当する場合についても、学生に準じて厳格かつ迅速な対応や措置をとるものとする。
- (2)対応や措置の一環としての教職員の休暇取得や職務専念義務免除等の方針については、学長が指示するものとする。
- (3)授業担当の教員を休ませる措置を講じた場合には、当該教員が担当する授業は原則として休講とし、適当な時期に補講又は集中講義等を計画的に実施するなどの方策を講じ、授業時間数をできうる限り確保するよう努めるものとする。

9. その他

- (1)このガイドラインの内容については、学生及び教職員に周知するとともに、担当部署は必要な文書等を作成・配付する。
- (2)このガイドラインに定めた内容以外に必要なものについては、学長が定める。
- (3)このガイドラインは、国が新型感染症の終息を宣言した日以降で、学長が定めた日に廃止する。

以上